

⑤<<医療>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	福岡市	クリーニング業に 係る規制緩和	<p>【現状(課題)】 近年、共働き世帯が増加するなど、ライフスタイルが多様化する中、家事負担軽減のニーズは高まっており、日常の洗濯について、営業時間等の制約を受けずに代行してもらいたいというニーズも高いと考えている。</p> <p>【提案内容】 現行、クリーニング業法で定める「消毒を要する洗濯物(指定洗濯物)」については、ロッカーでの取扱いが禁じられているが、事業者が伝染病対策及び消費者保護を適切に講じることを自治体が確認することなどを条件に取扱いを認める。</p>	<p>クリーニング業法において、下着やタオルは、伝染病の感染源となるおそれのあるものとして、消毒を要する洗濯物(指定洗濯物)とされている。 この指定洗濯物について、厚生省通知でロッカーでの取扱いが認められていない。</p>	<p>クリーニング業法第3条第3項第5号 クリーニング業法施行規則第1条</p> <p>ロッカー等による洗濯物の取扱いについて(昭和61年12月5日衛指第227号)(各都道府県・各政令市・各特別区衛生部(局)長あて厚生省生活衛生局指導課長通知)</p>	<p>ロッカーの消毒や問い合わせ先の明示等、事業者が伝染病対策及び消費者保護を適切に講じることを自治体が確認することなどを条件に、指定洗濯物のロッカーでの取扱いを認める。</p>	厚生労働省	<p>「ロッカー等による洗濯物の受取りの取扱いについて」(昭和61年12月5日付け衛指第227号厚生省生活衛生局指導課長通知。以下「課長通知」という。)でお示している事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、その具体的な運用については、クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に定める公衆衛生や利用者の利益の擁護の観点を踏まえつつ、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区については、市長又は区長)の責任の下、判断いただくものであり、福岡市のご提案にある事業についても、これと同様です。 なお、上記に記載した課長通知の法的な位置付け等については、各自治体に対して、令和3年3月に改めて通知を行いました。</p>